

長崎県県庁舎跡地活用懇話会設置要綱

(設 置)

第1条 県庁舎が移転した場合の現庁舎の跡地活用に関して、広く県民及び専門家等の意見を求めるため、長崎県県庁舎跡地活用懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、次に掲げる事項について、知事に対して意見を述べるとともに、長崎市長に意見を送付するものとする。

- (1) 県庁舎の跡地活用にかかる基本理念及び基本的な方向に関すること
- (2) その他、県庁舎の跡地活用に関し必要な事項

(委 員)

第3条 懇話会は、知事が委嘱する別紙の委員で組織する。

(任 期)

第4条 委員の任期は、平成22年3月31日までとする。

(組 織)

第5条 懇話会は、会長、副会長及び委員で構成する。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により決定する。
- 3 会長は、会務を掌理し、会議の議長となる。
- 4 会議は、会長が県と協議のうえ、招集する。
- 5 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。

(作業部会)

第6条 第2条に掲げる所掌事務を具体的かつ専門的に検討を行うため、作業部会を設ける。

- 2 作業部会は、委員のうち別紙に示す者により組織する。
- 3 作業部会には、部会長を置き、構成する委員の互選により決定する。
- 4 部会長は、会務を掌理し、作業部会の議長となる。
- 5 作業部会の会議は、部会長が県と協議のうえ、招集する。
- 6 部会長に事故があるときは、構成する委員の互選により指名された者がその職務を代理する。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、知事公室まちづくり推進室において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は会長が定める。

付 則

1 この要綱は、平成21年8月10日から施行する。

県庁舎跡地活用懇話会委員名簿

氏 名	職 名 等	作業部会
市川 森一	長崎歴史文化博物館名誉館長	○
糸屋 悦子	株式会社イーブワークス代表取締役	
井上 俊昭	長崎県離島振興協議会会長	
上田 恵三	長崎自動車株式会社代表取締役社長	
奥 真美	首都大学東京教授	○
奥村慎太郎	雲仙市長	
片岡 力	まちづくりアドバイザー	○
神近眞智子	長崎商工会議所女性会副会長	
川添 弘之	江戸町自治会会長	
川村 力	元県議会議員	
菊森 淳文	財団法人ながさき地域政策研究所常務理事	○
桐野 耕一	NPO法人長崎コンプラドール理事長	○
熊 邦雄	長崎県商工会連合会副会長	
合田 敏行	日本放送協会長崎放送局長	
小林喜平太	稲佐山観光ホテル取締役社長	
清水 慎一	株式会社ジェイティービー常務取締役	○
鈴木 一郎	長崎経済同友会副代表幹事	
竹本 慶三	佐世保市商店街連合会会長	
朝長 則男	佐世保市長	
中牟田真一	株式会社浜屋百貨店代表取締役社長	
服部 敦	中部大学中部高等学術研究所教授	○
林 一馬	長崎総合科学大学教授	○
日端 康雄	慶応義塾大学名誉教授	○
平井 聖	昭和女子大学特任教授	○
ブライアン・パークガフニ	長崎総合科学大学教授	○
堀 憲昭	長崎文献社専務取締役	
松藤 悟	長崎県商工会議所連合会会長	
溝尾 良隆	帝京大学教授	○
村木昭一郎	野母商船株式会社代表取締役副社長	○
梁瀬 正輝	社団法人長崎青年会議所理事長代行	
山口 純哉	長崎大学准教授	○
渡邊 貴史	長崎大学准教授	○